

Title	インドネシアの新しい矯正保護法： 一九九五年「社会化法」を巡って
Sub Title	New correction and rehabilitation law in Indonesia : on "The Socialization Act 1995"
Author	太田, 達也(Ota, Tatsuya)
Publisher	慶應義塾大学法学研究会
Publication year	1996
Jtitle	法學研究：法律・政治・社会 (Journal of law, politics, and sociology). Vol.69, No.11 (1996. 11) ,p.17- 58
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	論説
Genre	Journal Article
URL	<a href="https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00224504-19961128-0017">https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00224504-19961128-0017</a>

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the Keio Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

# インドネシアの新しい矯正保護法

——一九九五年「社会化法」を巡って——

太田達也

- 一 はじめに
- 二 社会化法制定の経緯
- 三 社会化法の特徴と内容
  - 1 犯罪者処遇理念
  - 2 矯正——施設内処遇
  - 3 被收容者の権利保障
  - 4 更生保護——社会内処遇
  - 5 少年矯正と保護
  - 6 被拘留者の処遇
  - 7 規律と秩序
- 四 おわりに：（以上、本号）

資料 一九九五年インドネシア社会化法「邦訳」：（七〇巻二号）

一 はじめに

一九九五年一月三〇日、インドネシアにおいて「社会化に関する法律」（一九九五年法律第一二二号）——以下、社会化法と称する——が成立した。「社会化」（*pemasyarakatan*）とは、一九六四年以降インドネシアで採用されている犯罪者処遇理念で、一〇の原則から成り、犯罪者の社会復帰を基本理念に掲げるものである。今回成立した社会化法は、インドネシアの矯正保護実務において三〇年以上行われてきている社会化制度に法律上の根拠を付与するものであり、矯正保護関係者の長年の悲願であると同時に、独立後今日まで適用せざるを得なかった監獄規則などの植民地立法を廃止し、自国の政策や実情に見合った固有法を制定するというインドネシアの国策をまたひとつ実現するものでもある。

社会化法は、その性格上、犯罪者処遇基本法ともいうべきものである。今回の立法が監獄規則の全面改正であるかのように報道される向きがなかった訳ではないが、規定を見ればわかるように、本法は、単に刑事施設——社会化施設（*Lembaga Pemasyarakatan*）と呼ばれる——における被收容者の処遇についてのみ定めるものではなく、仮釈放対象者などに対する保護観察や非行少年に対する処遇などをも含む犯罪者処遇の基本的枠組みを定めた法律なのである。

この社会化法に対しては、規定の内容が抽象的で具体性に欠けるとか、政令や大臣通達など下級法令への委任が多すぎるとの批判がなされている外、立法技術的にも稚拙なところが見られる。しかし、現代の処遇理念や実務にそぐわない植民地立法が既に死文化し、多くの錯綜した下級法令で実務を運用してこなければならなかったインドネシアの矯正保護界にとって犯罪者処遇に関する「法律」が制定された意義は大きく、今後はこの社会化法を核とした関連法規の整備が行われ、犯罪者処遇制度の改革が進むものと思われる。そこで、本稿では、国民議会（*Dewan Perwakilan-*

Ian Rakvat) —— 国会に相当—— 議事録の分析・検討を中心としながら、社会化法の主な内容と制定過程における議論を紹介することで、インドネシアにおける犯罪者処遇制度の将来を占う一つの視座を提供することにした。なお、インドネシアの矯正保護制度については、本誌において既に公にしているところであるから、本稿では、できる限りこれとの重複を避け、社会化法の検討において最低限必要になると思われる説明のみ加えることにするが、前回の論文以後の実務動向についても若干触れることにしたい。

(1) 矯正については、拙稿「インドネシアにおける矯正・保護実務の現状(一)」法学研究六六巻七号(一九九三)六〇頁以下を参照のこと。

(2) 更生保護については、拙稿「インドネシアにおける矯正・保護実務の現状(二)」法学研究六六巻八号(一九九三)七九頁以下を参照のこと。

## 二 社会化法制定の経緯

今回、社会化法が制定されるまでは、監獄規則、強制、教育規則、条件附刑執行布告、条件附釈放布告などが矯正保護に関する基本法令として適用されていた。<sup>(3)</sup>これらは、いずれもオランダ植民地時代に蘭領インドを対象として制定された植民地立法であるが、インドネシア独立直後に制定された一九四五年基本法の経過規定<sup>(4)</sup>ならびに一九四五年大統領規則第二号<sup>(5)</sup>により、同年八月一七日の国家独立の時点で効力を有していた全ての法令は、当該基本法に基づいた新たな法令が成立するまでの間、基本法と抵触しない限り効力を有するものとされたため、これらの矯正保護関係法令も独立後当面の間は適用があるものとされた。

しかし、これらの法令は、その後何ら改正を受けることがなかったばかりか、実務において必要な規定を大臣決定<sup>(6)</sup>

や規則といった下級法令で補うことが多くなるにつれ、法的根拠としての意味を失い始め、ここに法と実務の乖離という状態が生ずるに至った。こうした矛盾は、その後も拡大する一方で、特に、一九六四年、インドネシアが社会復帰理念に基づく社会化制度を採用したときに決定的となる。以来、インドネシアでは、監獄規則を始めとする植民地立法を廃止し、新しい処遇理念に基づいた立法を行おうする動きが見られるようになるのである。

一九六九年、ディボネゴロ大学で開催された第一回犯罪学会議では、テーマの一つに「犯罪者の処遇」が取り挙げられている。その席上で、当時のクスヌン矯正総局長は、社会化基本法案の編纂は既に終わっており、近い将来、法律として制定されるであろうと述べている<sup>(7)</sup>。この草案は、司法省国家法育成局 (Badan Pembinaan Hukum Nasional-BPHN) の前身である国家法育成研究所 (Lembaga Pembinaan Hukum Nasional-IPHN) によって一九六七年に編纂されたもので、原文は一九六八年に発行された同研究所の出版物に掲載されている。現在、この出版物を入手することは極めて困難であるが、スジョノ博士の文献にその全文が引用されており、その内容を知ることができる<sup>(8)</sup>。それによれば、同草案は、処遇理念や原則、受刑者の権利、開放的処遇、賃金制、外部交通など社会化制度に応じた進歩的な規定を設けているものの、原則的には社会化施設における処遇について規定する行刑法であって、更生保護に関する規定は殆ど置かれていないこと（但し、保護観察所のような政府機関や更生保護法人のような民間団体の育成に関する若干の規定有り）、条文の構成上、教科教育や職業訓練などの処遇に関する規定よりも、規律や懲罰、入所手続の規定などが先に置かれていることなど、監獄規則のような古い側面を残している。

一九六九年の犯罪学会議では社会化基本法の制定を促す最終決議がなされているものの、結局、この草案に基づく立法は実現していない。その理由は定かでないが、その後一九七五年に国家法育成局とパジャジャラン大学法学部によって開催された「社会化制度の評価に関する専門家会議」では、立法の早期実現は難しく、まずは現在の錯綜した夥しい数の下級法令を整理・統合して統一の矯正指針（マニュアル）を作成し、社会化法の制定は長期的な展望にお

いて目指すべきとの提言がなされていることから、この段階において具体的な法案作成は殆ど振り出しに近い状態に戻ってしまったことが伺える。

その翌年の一九七六年、会議を主催したパジャジャラン大学法学部と国家法育成局のメンバーによって試案作成委員会が設置されたとの情報もあるが、その後、具体的な草案編纂作業は休止したままになっていたところ、九〇年代に入って俄に編纂作業が活発化し、今回の法案上程となったのである。司法省内部での草案編纂作業の動向は殆ど伝えられていないが、一九九二年二月、刑法草案と社会化法草案の二つの草案の検討を目的として、「量刑指針、元受刑者の受け入れ及び被害者に対する補償の供与に関する学術会議」が国家法育成局によって開催されている。その中で、当時のサヌシ社会化施設内処遇局長により示された受刑者の権利の項目が社会化法の第一四条とはほぼ同じ内容であることから、この時点までに社会化法草案の内容は概ね固まっていたとみてよさそうである。

しかし、なぜ九〇年代のこの時期になって社会化法が制定されたのであろうか。前述したように、監獄規則などの矯正保護関連法規が実務にそぐわず、既に死文化していたことから、新たな立法の必要性は矯正保護関係者のみならず司法省や刑事政策研究者の間でも広く認識されていたといつてよく、その意味で、いつ立法作業が開始されるもおかしくない状況にはあった。しかも、一九六〇年代後半以降のいわゆる新秩序体制 (Orde Baru) における国策の一つとして植民地法制の全廃と固有法の制定が掲げられ、刑事司法制度に関係のあるものだけでも、一九七〇年の司法権基本法を皮切りに、八一年の刑事訴訟法、八五年の最高裁判所法、八六年の普通裁判法、さらに一九九一年の検察庁法と順次、基本法規の整備が行われてきていることから、次は矯正保護法規の番だと判断されたことは十分考えられる。ただ、こうした一連の立法事業のなかで、刑法の全面改正および少年裁判法の制定作業も進められており、前者については最終草案が既に作成され、後者に至っては、現在、国民議会での審議が行われている。言うまでもなく、刑法典は刑罰制度の根幹を定めるものであるから、論者のなかには、まず刑法を制定した上で、社会化法や少年

裁判法を制定すべきであったとする見解もみられる<sup>13)</sup>。実際、刑法に先んじて社会化法が制定されたため、一部に制度上の矛盾が生ずる危険性や、社会化法や近く成立する予定の少年裁判法の内容が将来の刑法の内容を制約する可能性が出てきている。

にもかかわらず、なぜ敢えて社会化法の制定を急がなければならなかったのであろうか。矯正保護関係者の間には、受刑者や保護観察対象者の権利保障や処遇制度の改善、施設の改築・補修や職員の不正防止などのためには、一日も早い立法を実現する必要があるという強い希望があったことから、もうしばらく時間がかかるであろう刑法の制定を待つより、とにかく新しい犯罪者処遇法を制定すべきであるという結論に達したということも十分に考えられる。しかし、もう一つ、一九九四年が社会化制度発足三〇周年に当たっていたことも影響していたのではないかというのが筆者の私見である。一九九四年四月二七日、社会化制度三〇周年を記念して、制度の導入を決めた一九六四年の会議と同じレンバンで開催された矯正科学アカデミー同窓連盟のシンポジウムにおいて、ウトヨ・ウスマン司法大臣は、社会化草案の編集が最終段階にまで来ており、今年度中に国民議会へ提出したい旨の意向を示していることから、こうした推測も十分成り立ち得るものと考ええる。<sup>14)</sup>

また、国際社会におけるインドネシアの地位が高まるに従い、司法制度に関する国際社会からの批判も無視できない状況になっており、これは矯正や保護など犯罪者処遇の分野に関しても例外ではないことから、こうした国際社会からの外圧が今回の立法の契機となったということも十分考えられよう。特に政治犯をかかえる同国では、刑事施設における政治犯の待遇が国際社会からの関心を集めることがあり、これが矯正保護全体に対する批判に結びついている。インドネシアの矯正制度に対する国際世論を示す一例として、民間の人権団体によって行われたインドネシアの刑務所に対する調査報告書がある<sup>15)</sup>。この報告書は調査方法や内容に問題があるため、その評価にあたっては慎重を期する必要があるが、法令の整備が遅れているとの指摘は正にその通りである。また、法案審議においても、グローバ

リゼーションの進展に伴い、外国人がインドネシア国内において犯罪を行い、施設に收容される可能性が高まっていることから、インドネシアのイメージを守るためにも、処遇水準を先進国レベルにまで高めなければならないとの発言が見られ、<sup>(16)</sup> これなども国際世論を意識していることの現れといえよう。

社会化法案は、一九九五年二月二十八日、大統領令により、一九九四—一九九五年第三会期の国民議会へ政府法律案として提出されている。法案審議の第一段階である法案趣旨説明は、第四会期に入った三月三〇日、ウトヨ・ウスマン司法大臣によって行われており、大臣は、監獄規則など応報理念に基づいた古い体質の植民地立法から脱却し、一九六四年から実施されている社会化制度に法的根拠を付与することが社会化法の立法趣旨であることを明らかにしている。<sup>(18)</sup> これを受け、六月七日には、インドネシア共和国軍会議、開発職能会派、インドネシア民主党会派、開発統一会派の各会派から一般見解の表明が行われている。<sup>(19)</sup> そこでは、被收容者の権利規定、職員地位など個々の細かい争点に関する見解こそ各会派から示されたものの、法案の成否に関わるような対立点は見られず、社会復帰理念に基づいた社会化法の早期実現という点では意見の一致をみている。但し、国軍会派だけは、同法案が犯罪者の処遇にのみ重点を置き過ぎており、国家や社会の利益、さらには被害者の利益に対する配慮が足りないこと、犯罪者の社会復帰理念も過度になり過ぎると犯罪者を甘やかすことになりかねず、犯罪者に対する応報や威嚇をも考慮した制度でなければならぬという立場を表明しているが、<sup>(20)</sup> これも立法の障害となるほどの対立点にはなっていない。

続く六月一六日には政府の答弁が行われ、<sup>(21)</sup> 実質的な法案審議の段階である第三委員会(法務委員会)における審議は、一九九五—一九九六年第一会期に入った九月一日から始まっている。各会派から提出された争点一覧表(Daftar Inventarisasi Masalah—DIM)には、全部で一六七の争点が列挙されている。当初は、第一会期末の一〇月二二日までに第三委員会での審議を終え、作業委員会への審議に移るはずであったが、政府の日程や審議経過の遅れもあって、最終的に一一月一六日までの間に一〇回の委員会が開催されている。さらに、作業委員会(Panitia Kerja)で

の審議が一月二十八日から二月六日まで四回に渡って行われた外、二月四日から六日までの三日間、起草委員会（Tim Perumusan）が組織され、残った争点の修正案などを作成している。二月一日、最後の第三委員会が開催され、作業委員会からの報告を受けた後、各党派から最終見解の表明が行われている。そして、二月二日、本会議において、政府の総評に続いて採決が行われ、全員一致で可決<sup>(22)</sup>、同日付けで大統領へ送付されている<sup>(23)</sup>。インドネシアの法律案は、国民議会での可決後、大統領の承認を経る必要があるが、社会化法案は、二月三〇日、大統領によって承認され、同日付けで公布、即、施行された。

(c) Gestichtenreglement (S. 1917-708, 10 December 1917), Dwangopvoeding-Regeling (S. 1917-741, 21 December 1917), Uitvoeringsordonnantie op de Voorwaardelijke Veroroedeling (S. 1926-487, 6 November 1926), Ordonnantie op de Voorwaardelijke Invrijheidstelling (S. 1917-749, 27 December 1917) jo. S. 1926-488). 独立から一九六四年の社会化制度採用までの矯正矯正資料として、以下の文献が重要である。R. A. Koesnoen, *Politik Penjara Nasional* (1961), *BAMBANG POERNOMO, PELAKSANAAN PIDANA PENJARA DENGAN SISTEM PEMASYARAKATAN* (1986).

(4) §11 Aturan Peralihan Undang-undang Dasar 1945 (Berita Republik Indonesia, II, 7).

(5) §1 Peraturan Presiden No.2 Tahun 1945. 但し、刑典以外の例外である。Undang-undang tentang Peraturan Hukum Pidana (U.U. No.1 Tahun 1946, Berita Negara RI II No.9) jo. Undang-undang tentang Menjatuhkan Berlakunya Undang-undang No.1 Tahun 1946 RI tentang Peraturan Hukum Pidana untuk Seluruh Wilayah RI dan Mengubah Kitab Undang-undang Hukum Pidana (U.U. No.73 Tahun 1958, L.N.1958-127).

(6) 一九四八年三月、監獄規則内の鞭打ち（懲罰）に関する規定（六九条二項・三項）が削除されている。しかし、当時はまだレニヴィル協定下にあったことなどから、この改正は、インドネシアに依然として支配力を及ぼしていたオランダ勢力によるものではないかと思われる。

(7) *LEMBAGA KRIMINOLOGI UNIVERSITAS DIPONEGORO* ed., *SEMINAR KRIMINOLOGI KE I Th. 1969—Djilid Ke I*, at 21, 45.

(8) *SOEDJONO DIRDJOSWORO, SELAPAN DAN AZAS AZAS PENOLOGI—PEMASYARAKATAN 241* (1984).

(9) *LEMBAGA KRIMINOLOGI UNIVERSITAS DIPONEGORO* ed., *supra* note 7, at 59.

(10) *BADAN PEMBINAAN HUKUM NASIONAL*, ed., *LOKAKARYA EVALUASI SISTEM PEMASYARAKATAN 112-113, 153-155*

- (1976).
- (11) *Kepala BPHN : Penguajian RUU tentang Pemasyrakatan Tidak Menanti Teori*, Suara Pembaruan, Jul. 16 (1995).
- (12) *BADAN PEMBINAAN HUKUM NASIONAL ed., PEREMPUAN IMPIAN TENTANG POLA PEMBINAAN, PENERIMAAN BERKAS NAKAR- IDANA DAN PEMBERIAN SANTUNAN TERHADAP KORBAN TINDAK PIDANA 138-139* (1994). 全誌の題名は「量刑指針」となっているものが、出版された議事録には「処遇指針」となっている。
- (13) 国家法育成局長のヌナルヤティ氏の見解参照。Suara Pembaruan, *supra* note 11.
- (14) *Dalam Tahap Anggaran Inis. RUU Pemasyrakatan Diajukan ke DPR*, Suara Karya, Apr. 28 (1994).
- (15) *HUMAN RIGHTS WATCH ed., PRISON CONDITIONS IN INDONESIA* (1990). 一例として、インドネシアの行刑法には鞭打ちの規定があるとか、施設の中の電灯が暗くなるとの指摘がなれている。しかしインドネシアの法制度をきちんと調べる文化や習慣や言語なども精通している者ならば、オランダ植民地政府によって作られた鞭打ちの規定は既に四〇年以上前に廃止されていることや、高温多湿のインドネシアでは、一般家庭でも明るい電灯は暑いために好まれないことは自明のはずである。この報告書に対しては、インドネシアでも、以下の対立した二つの見解がある。J.E. Sahetapy, *Pengaruh Pembinaan Napi untuk Bernasyrakat*, Suara Pembaruan, Mar. 2 (1992), Baharuddin Lopa, *Pembinaan Manusiawi Narapidana*, Suara Pembaruan, Apr. 9 (1992), J.E. Sahetapy, *Pembinaan Penjajah Kambuhan*, Suara Pembaruan, May. 9 (1992).
- (16) Pemandangan Umum Fraksi ABRI atas Rancangan Undang-undang RI tentang Pemasyrakatan 3-4 (1995). See also, *Perindungan HAM Harus Jadi Subsiansi UU Pemasyrakatan*, Kompas, Jun. 8 (1995).
- (17) Amanat Presiden RI Nomor R. 03/PU/II/1995.
- (18) Keterangan Pemerintah di Hadapan Rapat Paripurna Dewan Perwakilan Rakyat RI mengenai Rancangan Undang-undang tentang Pemasyrakatan Tanggal 30 Maret 1995. *Status Petugas Pemasyrakatan Sama dengan Penegak Hukum Lain*, Kompas, Mar. 31 (1995).
- (19) 一般見解の表明は、以下の会派所属議員によって行われている。共和国軍会派(ジョハリ・プルビ)、開発職能会派(サハール・クンボン)、民主党会派(ハンジヨシヨ・プテロ)、開発統一会派(マハママ・ハリス)。
- (20) Pemandangan Umum F-ABRI, *supra* note 16, at 5, 7-11, Kompas, *supra* note 16. 九五年七月に開催された学術会議に於ては、同様の見解が強くひろがる。Menkeh: *RUU Pemasyrakatan Jamin Penerapan HAM Napi*, Pelita, Jul. 14 (1995).
- (21) *Oelojo Oesman : Narapidana Adalah Warga Binaan, Bukan Obyek*, Merdeka, Jun. 20 (1995).

- (22) Keputusan Dewan Perwakilan Rakyat RI Nomor : 7/DPD-RI/II/1995-1996 tentang Persetujuan terhadap Rancangan Undang-undang RI tentang Pemasarakatan.
- (23) Surat Ketua DPR-RI Nomor RU. 01/5454/DPD-RI/1995 tentang Pengantar Persetujuan Rancangan Undang-undang RI tentang Pemasarakatan.

### 三 社会化法の特徴と内容

#### 1 犯罪者処遇理念

「社会化」を意味するプマシヤラカタン (pemasarakatan) の概念は、一九六三年、当時司法大臣であったサハルジョ博士によって提唱され、翌六四年に開催された社会化局事務会議において、インドネシアの犯罪者処遇制度を支える基本原則として採択されたものであり、以下の一〇の原則から成っている。<sup>(24)</sup>

- ① 受刑者が善良で有益な社会構成員として社会復帰できるよう庇護 (pengayoman) する。
- ② 刑罰の付与は、国家による応報ではない。
- ③ 受刑者が改悛更生するよう指導を行うのであって、苦痛を付与するのではない。
- ④ 国家は、刑罰を受ける前より受刑者を悪くし、その犯罪性を高めてはならない。
- ⑤ 自由を剝奪されている間、受刑者を社会との交流や活動から遠ざけたり、これを奪ってはならない。
- ⑥ 受刑者に課される作業は、単なる時間潰しといった性質のものであってはならない。
- ⑦ 受刑者に対する待遇、処遇、教育および指導は、パンチャシラ (Pancasila) ——インドネシアの国是——に基づくものでなければならない。
- ⑧ 道を踏み誤った者としての受刑者は、人間として扱われなければならない。
- ⑨ 受刑者に科される唯一の苦痛は、自由を剝奪する刑を科されることであり、それ以外の苦痛を与えてはならない。

⑩ 犯罪予防、治療、社会復帰、教育の機能を支えることのできる手段を整備する。

これら「社会化一〇原則」は、インドネシアの犯罪者処遇制度が、単なる応報に基づくものではなく、あくまで犯罪者の社会復帰を目的とし、犯罪者の人権保障に留意しつつ、教育や指導などの処遇政策を積極的に行っていくことを宣言したものである。また、その内容を見てもわかるように、当初、「社会化」制度は、刑事施設に收容されている受刑者などの被收容者に対する施設内処遇を前提としていたものと考えられるが、後には、社会内処遇をも包含した犯罪者処遇全体に妥当する理念であると解されるに至っている。

一九九五年の社会化法は、この一〇原則に初めて法的根拠を与えるものであり、随所に規定が設けられている（前文・一条二号・二条・三条・五条）。特に、第二条では、「社会化制度は、社会化処遇対象者ができる限り完全な人間となり、責任を自覚し、自己を改善すると共に、犯罪を繰り返さず、その結果、社会環境に再び受け入れられ、開発において積極的な役割を果たし、善良で責任のある者として自然な生活を営むことができるよう教育するという枠組みにおいてこれを管理運営するものとする」と定め、さらに、第五条では、社会化制度が、庇護、平等、教育、指導監督、人間としての尊厳の尊重、自由刑の純化、外部交通権の保障の原則に立つことを標榜している。但し、「責任を自覚し、自己を改善すると共に、犯罪を繰り返さず」の文言は、国民議会へ提出された法案にはなく、例えば、法案第二条は、「社会化制度は、処遇対象者ができる限り完全で、敬虔深く、健康で、自己、家族及び社会に対して責任をとることのできる人間となるよう教育するという枠組みにおいてこれを管理運営するものとする」となっていた外、法案の前文も、「社会化制度は、……処遇対象者が環境に再び受け入れられ、善良で責任のある者として自然に生活できるようにすることを目指す」とされた一連の法執行を構成する」とされていた（前文第b号）。この法案の内容に対し、国軍会派の方から、犯罪者の社会復帰に重点を置き過ぎる嫌いがあり、社会復帰だけでなく犯罪者が二度と犯罪を犯さないような威嚇力を有する制度でなければならないとの批判がなされ、この主張が最終的に受け入れられた形で、

関係条文中に「責任を自覚し、自己を改善すると共に、犯罪を繰り返さず」という文言が付け加えられたものである。<sup>(26)</sup>しかし、こうした文言が追加されたからといって、インドネシアの犯罪者処遇制度が旧体制下の応報的な制度に戻った訳ではなく、社会化の理念そのものには何ら変更はない。むしろ、自己の責任を自覚することが、社会復帰の出発点であり、犯罪者自らが進んで自己の改善に取り組まなければ、如何なる処遇も意味はないという趣旨で捉えるべきであらう。

さらに、これとの関連で重要なことは、社会化理念に基づく処遇制度が、犯罪者を処遇の客体とみるようなかつての医療モデルに依拠するものではなく、犯罪者自らが主体的に改善更生へ向けて努力するよう促すことを目的としていることである。本法の一般解説に、「受刑者は、客体であるだけでなく、主体でもあるのであって」とあるのは、正にこの趣旨であろうと思われるし、第一条で、社会化制度が、「処遇を行う者、処遇される者及び社会の間において統合的に実施される」ものであると定義しているのも同様であろうと思われる。<sup>(27)</sup>犯罪者は悪しき性質をもった治療対象としての患者ではなく、一人の人間として主体性を尊重されながら、処遇プログラムに積極的に参加することによって改善更生を図ることが期待されているといえよう。であるとすれば、「受刑者は、一定の処遇及び活動プログラムに秩序正しく参加しなければならない」という第一五条第一項の規定は、むしろ奇異に思われる。勿論、処遇への参加を犯罪者の完全な自主性に委ねることは難しく、現在のインドネシアの矯正保護界もそうした制度を予定していないことから、こうした義務規定を置く意味もわからないが、むしろ処遇における主体性ないし自主性の尊重に関する規定を設けるべきだったのではないだろうか。この規定中の「秩序正しく」の部分強調することで、これを規律や秩序維持に関する規定と読むこともできないが、本法の構成上、規律と秩序に関する章は別に設けられていること、法案審議の過程でも、第一四条が受刑者の権利規定であるのに対し、第一五条は受刑者の義務規定であると解されていること、また、そもそも「秩序正しく」の文言は国民議会の審議の過程で追加されたものであ

ることを考えると、こうした見方を探ることは難しいであろう。

また、社会化の理念について定めた第二条のなかで、「社会化処遇対象者が……開発において積極的な役割を果たすよう教育することが犯罪者処遇の理念であるとされており、国家の発展を担うのは正に国民であり、それは犯罪者についても言えることであるから、犯罪者が更生し得ない場合、それは国家にとって貴重な人材を失うことを意味する。そこで、国家の発展を支える人材を確保することも、社会化制度の重要な役割であるとするのである。このように国家の発展という枠組みの中で犯罪者の処遇を捉える発想は、例えば「国家の将来を担う少年の健全な育成」といったように、非行少年の処遇などにおいても見られるものであるが、ここまで明確な形で主張されるところに、独立以後、国を挙げて開発に取り組みインドネシア政府の姿勢が現れているということができよう。

(24) 「社会化」概念については、拙稿・前掲注(一)六一—六六頁参照。

(25) Pemandangan Umum F-ABRI, *supra* note 16, at 5, 7-12, Kompas, *supra* note 16, Pelita, *supra* note 20. この外、同趣旨の見解として、UU Pemasyarakan Harus Manusiawi, Kompas, Aug. 24 (1994), RUU Pemasyarakan Bukan untuk "Manjakan" Penjajah, Kompas, Nov. 20 (1995).

(26) Risalah Rapat Kerja Ke-2 Komisi III DPR-RI dengan Menteri Kehakiman RI dalam Rangka Pembicaraan Tingkat III RUU tentang Pemasyarakan Masa Persidangan I Tahun Sidang 1995-1996 at 69-72 (1995). また、逐一示さないが、これ以後も関連条文の審議毎に同じ主張が繰り返されている他、民主党会派所属の議員にも同調する者が出ている。

(27) 政府の法案趣旨説明でもこのことが強調されている。Keterangan Pemerintah, *supra* note 18, at 5.

## 2 矯正——施設内処遇

社会化法では、概念定義や処遇理念などについて定めた第一章に続いて、被收容者や保護観察対象者の処遇に関する規定が置かれている。このことから、本法が犯罪者の処遇を重視するものであることは明らかであり、刑務所の

管理や秩序維持の規定を最初に置く監獄規則とは対照的である。しかし、犯罪者の処遇については、理念や一般原則などの僅かな規定が置かれているだけで、制度の具体的な内容については殆ど何も規定されておらず、大半が政令や大臣決定といった下級法令へ委任されてしまっている。実際、政令への委任規定が一六、大臣決定への委任規定が七も置かれている。本法が「白紙委任」立法（blanko manda）だと批判される理由がここにある。

国民議会における審議においても、各党派からの一般見解の表明において、既に、開発職能党派や民主党会派から、政令や大臣決定への委任が多過ぎ、政府への白紙委任となってしまうとの批判がなされている。<sup>(28)</sup>特に、民主党会派のウィヤンジョノ議員は、委任立法の問題として、政令の制定には国民議会が関与できないため、広く一般に適用される規定に対する承認が求められなければならない立法機関が等閑にされてしまうこと、また、これまでも法律の規定から逸脱した内容の政令がみられること、さらに、政令の制定が早期に行われず、結果として、法律の施行に障害となること<sup>(29)</sup>がしばしばあることを挙げている。

処遇制度の具体的な内容を本法に盛り込まなかった理由として、犯罪者をどのように処遇するかということは「技術的な」問題の範疇に属するから、一般規定たる法律に置くのは相応しくないというのが政府の見解である。<sup>(30)</sup>しかし、実際には、処遇制度の内容を状況に応じてある程度弾力的に変えていきたいという意向が政府側にあるように思われる。即ち、適用の要件であるとか手続など制度の詳細な内容を法律で定めてしまうと、後に実務でこれと異なる対応をした場合にも法律の改正という手続を経なければならず、これはインドネシアにおいても容易ではないことから、法律には原則や制度の骨格だけ定めておいて、あとは政令や大臣決定などで規定しておけば、いざという時いつでも修正や変更が可能であるということである。実際に過去の例を見ても、同化処遇による外部通勤を認められていた受刑者が、施設外で犯罪を犯して逮捕されるという事件が発生したため、政府は直ちに大臣規則を制定して、同化処遇や条件附釈放などの適用を制限したかと思えば、事態が安定した頃を見計らって新たな大臣規則を二度に渡って

制定し、要件を再び緩和したことがある。<sup>(31)</sup> 恐らく、政府としては、このように実務の動向を見ながら、制度の運用をある程度自由にコントロールしたいというのが本音のようである。

いずれにせよ、インドネシアの矯正保護が今後どのような制度になるかは、結局のところ、これから徐々に整備されていくと思われる下級法令の内容如何にかかっているといえよう。なお、これまで適用のあった下級法令は、社会法第五二条の経過規定に基づき、本法の規定の内容と抵触しないか、または、本法に基づく新たな施行規則が制定されない限り、効力を有するものとされているので、先の同化処遇や条件附釈放に関する司法大臣決定なども当面は適用があるものと思われる。

#### 開放的処遇・レミッション

インドネシアの社会化施設では従来から開放的処遇が実施されてきているが、本法でも基本的にこれを踏襲している。社会化制度が犯罪者の社会復帰を理念として掲げる以上、当然といえよう。

現在、インドネシアの施設で実施されている開放的処遇には、同化処遇と帰休制がある。<sup>(32)</sup> 同化処遇 (penbinaan asilias) は、一定の要件を満たした受刑者に対し、構外作業や外部通勤を認める制度である。同化処遇の要件や手続について定めた一九八九年の司法大臣規則によれば、同化処遇の要件として、刑期の二分の一を経過していること、特に外部通勤において自由業に従事する場合、又は、開放施設における作業に従事する場合は、三分の二を経過していることとされていたが、一九九三年の司法大臣規則により制度が一部改正され、要件が一律刑期の二分の一とされた。<sup>(35)</sup> このほかにも、以下のような改正がなされ、実質的に同化処遇の要件が緩和されている。

- (a) 期間の計算が未決勾留日数とレミッションの期間を減じた期間（執行刑期）の二分の一とされ、懲罰を受けていない期間の要件が一年間から九箇月に緩和された（規則一条）。
- (b) 対象者の公判態度に関する判決裁判所からの書類が不要となった（規則一条）。

- (c) 同化処遇対象者の社会化施設農場での外泊作業が認められた（規則一条）。
- (d) 違反があった場合の同化処遇の取消権者が、施設の長から司法省行政地区事務所長へ移された（但し、施設の長の上申に基づく）（規則三条）。

一方、帰休制（cuti）は、釈放前帰休、家族訪問帰休、特別帰休から成る。釈放前帰休（cuti menjelang bebas）は、帰休制の一環として位置づけられてはいるものの、条件附釈放（仮釈放）と同様の効果を生じるもので、一般に、刑期が短い条件附釈放が受けられない受刑者を対象としている。対象者は、最後に認められたレミッションと同じ期間（但し、六箇月を限度とする）さらに早く施設から釈放され、保護観察を受ける<sup>(36)</sup>。要件は、刑期の三分の二を経過していることとされているが、これについても、同化処遇同様、一九九三年の司法大臣規則により、期間の計算は執行刑期によること、過去九箇月懲罰を受けていないこと、取消権者を司法省行政地区事務所長とするなど、新しい要件や手続が定められている。

これに対し、家族訪問帰休制度（cuti mengunjungi keluarga）は、三年以上の刑期のうち既にその二分の一を経過した受刑者で、行状が良く、毎年レミッションを受けている者に対し、刑期が五年未満の者については年に二回、刑期五年以上の者については年に三回を限度として、二日間、二親等以内の親族の下での外泊を認める制度で、一九九一年から実施されているものである<sup>(37)</sup>。

これら開放的処遇の実施状況については、その適用が制限されている時期もあったようであるが、筆者が一九九五一年に南スラウェシ州のウジュンパンダン第一級社会化施設で行った調査によれば、一日平均収容人員六〇〇名から七〇〇名（調査時五八四名）の施設で、一九九二年から一九九四年までの開放的処遇の対象者は、同化処遇が一五九名、一五五名、一八五名（延べ人員）、釈放前帰休が四名、一名、〇名、家族訪問帰休が三〇名、四二名、六四名となっており。釈放前帰休対象者が少ないのは、同施設の七〇％以上が殺人受刑者で、刑期も五年以上の者が七〇％以上と大

変長いことが原因であろうと思われる。また、条件附釈放対象者も、同期間、二五名、二七名、四一名と次第に増加していることから、全収容者に占める割合こそまだ低いものの、開放的処遇はかなり活用されているとみてよさそうである。

しかし、これらの開放的処遇は、いずれも法律にその根拠をもち、大臣規則などで運用されてきたため、社会化法は、「施設における社会化処遇対象者の処遇は、閉鎖的に（施設の中で）及び開放的に（施設の外で）実施するものとする。施設で行われる開放的処遇は、同化と称し、一定の要件を満たした社会化処遇対象者を社会生活に触れさせる処遇過程のことである」（法六条逐条解説）とした上で、家族訪問帰休、同化処遇、釈放前帰休を受刑者の権利として定めている（法一四条一項j号・1号）。国民議会における政府の法案趣旨説明においても、監獄規則時代の同化処遇やレミッションは、いわば恩惠的（*anugerah*）なものであったのに対し、社会法の下では権利として認められるということが述べられている。<sup>(38)</sup>とはいうものの、現在、同化処遇や釈放前帰休については、本人に意願権はなく、決定に対する不服申し立ての制度もないことから、今後の委任立法の動向が注目される。

また、開放的処遇との関連では、当初、法案の第六条において、「処遇対象者の処遇は、施設の中で、又は、事務所がこれを行う」（法案六条一項）と規定されていたため、本法では、「施設で」と改められている。国民議会の議事録をみる限り、本条の審議において、このような修正がなされた形跡はない。<sup>(39)</sup>しかし、第一二条第二項の審議ところで、民主党会派のダ・コスタ議員から、「女子施設で」とすると、施設内処遇に限られてしまうとの指摘がなされていることからすると、この文言でさえ未だ施設の中という印象は払拭できていないものの、やはり開放的処遇の<sup>(40)</sup>ことを考慮して表現を修正したものと推測される。起草委員会が本条第一項の逐条解説に関する検討を行っているところから、<sup>(41)</sup>恐らく、この辺りで修正がなされたのであろう。なお、これらの開放的処遇は、刑事少年は勿論、保護少年に対しても適用がある（法二条一項・二九条一項）。

また、インドネシアでは、毎年、独立記念日にあたる八月一七日に大規模なレミッション (Remission) を実施している。<sup>(42)</sup> このレミッションも、従来は、一九八七年の大統領決定および司法大臣決定といった下級法令のみを根拠としてきたが、<sup>(43)</sup> 社会化法が新たに法律上の根拠を与えることになった（一四条一項1号）。

#### 分類処遇・累進処遇

分類処遇については刑法典や監獄規則にも根拠規定が置かれていたが、「分類あって処遇なし」の諺の如く、性別や年齢といった最低限の收容分類こそあるものの、処遇分類の制度はなく、実際の処遇内容も施設で用意されている設備や作業によって自動的に決まってしまうことの方が圧倒的に多いようで、受刑者の特性や環境に応じた個別的对応はなされていないのが現状である。<sup>(44)</sup> 社会化法も、第二一条において收容分類の規定を設けてはいるものの、一九九〇年の司法大臣決定の枠を出るものではない。<sup>(45)</sup>

累進処遇にしても同様で、従来の制度は、一定の期間の経過を単に次の段階への進級と見なしているに過ぎないことから、受刑者の自主的な更生意欲を高めるといった効果は期待できず、本法にも規定が盛り込まれることはなかった。

#### 刑務作業・賃金制

社会化法は、監獄規則にあった作業義務規定（五七条）を外すと共に、施設内で行う刑務作業に対し受刑者が賃金 (upah) 又は賞与金 (premi) を受け取る権利を有すると規定し、賃金と賞与金との併用制を採用することを明らかにしている（法一四条8号）。これは、一般の刑務作業に対しては賞与金が支払われ、同化処遇による外部通勤の場合および民間企業の協力による賃金収入作業の場合は賃金が支払われるという現行の実務に倣ったものである。<sup>(46)</sup>

一九八一年、司法省社会化総局によって定められた「社会化マニュアル」によれば、刑務作業に対する賃金ないし賞与金の額は社会の平均的水準に劣らない範囲でこれを定めるとしており、さらに、一九九〇年の司法大臣決定では、

一日の最低賃金を約二、〇〇〇ルピア（約一〇〇円）と定めている<sup>(47)</sup>。実際、ウジエンバンガン社会化施設の藤製品工場など比較的運営が上手くしている施設においては、これを上回る賃金が民間企業によって支払われることもあるようであるから<sup>(48)</sup>、経費の支払い等その全額を受刑者が受け取れる訳ではないにせよ、この額は、施設外の同種の作業に対する賃金と比べても遜色ない額といえよう。しかし、全ての施設でこのような作業が実現している訳ではなく、実際には受注先を見つけるのも困難であることが指摘されている<sup>(49)</sup>。

また、インドネシアの現行刑法が重懲役および軽懲役受刑者に作業を義務付けていることから（刑一四条・一九条・二九条、また監規五七条）、賃金制との整合性をどう捉えるのかという理論的な問題も残されている。なお、最も新しい改正刑法草案（九三年草案）は、現在の重懲役（*pidana penjara*）・軽懲役（*pidana kurungan*）の区分を廃止し、懲役（*pidana penjara*）——拘禁刑と訳すべきか——に一本化すると同時に、刑務作業の義務規定を置いていない<sup>(50)</sup>。受刑者に対する処遇を多様化し、弾力化すると共に、賃金制に対して整合性を図る趣旨であろうか。

なお、この賃金・賞与金の権利に関する規定が刑事少年を含む社会化教育少年に適用されないのは（法二二条一項・二九条一項・三六条一項）、少年に対しては作業を課さず、職業訓練を行うものとされているからである（法二二条一項・二九条一項逐条解説）。

(28) Pemandangan Umum Fraksi Karya Pembangunan DPR-RI terhadap Rancangan Undang-undang RI tentang Pemandangan Umum Fraksi Partai Demokrasi Indonesia DPR-RI terhadap Rancangan Undang-undang tentang Pemandangan Umum Fraksi 4 (1995). See also, *Pembahasan RUU Pemandangan di DPR—F-PDI Beri Kesan Negatif, Sekadar “Blangko Mandat”*, Kompas, Dec. 13 (1995).

(29) Risalah Rapat Kerja Ke-2, *supra* note 26, at 11. *F-PP: UU Yang Mengatur Wewenang MA Sebaiknya Ditinjau Kembali*, Suara Pembaruan, Jun. 7 (1995).

(30) Risalah Rapat Kerja Ke-9 Komisi III DPR-RI dengan Menteri Kehakiman RI dalam Rangka Pembicaraan Tin-

- gkat III RUU tentang Pemasarakatan Masa Persidangan II Tahun Sidang 1995-1996, at 39 (1995).
- (31) 事件とキの後の経緯については、拙稿・前掲注(1)九六頁に掲げた資料を参照の事。
- (32) 同化処遇や婦休制については、拙稿・前掲注(1)七四―七八頁および拙稿・前掲注(2)九二―九三頁参照。
- (33) これまでも構外作業場はあったが、本格的な開放施設については、一九九五年三月、社会化総局長のハ・ホルディン・ロ氏(当時)による具体的な設置計画が公表された。See, *Konsep LP Terbuka Diharapkan Selsai Tahun Ini*, Kompas, Mar. 13 (1995).
- (34) Peraturan Menteri Kehakiman RI Nomor : M. 01- PK.04.10 Tahun 1989 tentang Asimilasi, Pembebasan Bersyarat dan Cuti Menjelang Bebas. なお、この規則は、一九九一年と以下に述べると一九九三年の司法大臣規則により二度改正された。
- (35) Peraturan Menteri Kehakiman RI Nomor : M.01- PK.04.10 Tahun 1993 tentang Penyempurnaan Peraturan Menteri Kehakiman RI Nomor : M.01- PK.04.10 Tahun 1989 Asimilasi, Pembebasan Bersyarat dan Cuti Menjelang Bebas.
- (36) 国民議会の審議は、釈放前婦休の期間を「箇月」から「ヶ月」へと引き上げた。提議(民主克会派)もなされたが、現行制度に落ちた。Risalah Rapat Kerja Ke-8 Komisi III DPR-RI dengan Menteri Kehakiman RI dalam Rangka Pembicaraan Tingkat III RUU tentang Pemasarakatan Masa Persidangan II Tahun Sidang 1995-1996, at 6 (1995).
- (37) Keputusan Menteri Kehakiman RI Nomor : M.03- PK.04.02 Tahun 1991 tentang Cuti Mengunjungi Keluarga bagi Narapidana.
- (38) Keterangan Pemerintah, *supra* note 18, at 7.
- (39) Risalah Rapat Kerja Ke-6 Komisi III DPR-RI dengan Menteri Kehakiman RI dalam Rangka Pembicaraan Tingkat III RUU tentang Pemasarakatan Masa Persidangan II Tahun Sidang 1995-1996, at 43-47 (1995).
- (40) Risalah Rapat Panitia Kerja Ke-2 Komisi III DPR-RI dengan Dirjen Kumdang Depkeh dalam Rangka Pembicaraan Tingkat III RUU tentang Pemasarakatan Masa Persidangan II Tahun Sidang 1995-1996, at 40 (1995).
- (41) Risalah Rapat Panitia Kerja Ke-4 Komisi III DPR-RI dengan Dirjen Kumdang Depkeh dalam Rangka Pembicaraan Tingkat III RUU tentang Pemasarakatan Masa Persidangan II Tahun Sidang 1995-1996, at 20 (1995).
- (42) 拙稿・前掲注(1)八二―八四頁参照。報道によれば、一九九三年は一六、四七一人、一九九四年は約二六、八〇〇人、また、インドネシア独立五〇周年に当たる一九九五年には約二六、〇〇〇人と大規模なレミッションが実施されている。Lebitin

- 16 Ribu Napi Mendapatkan Remisi, Media Indonesia, Aug. 18 (1993), 16.800 Narapidana Peroleh Pengurangan Hukuman, *Termasuk 36 Anggota GPK Aceh*, Sura Karya, Aug. 18 (1994), 26.000 Narapidana Peroleh Remisi, Sura Karya, Aug. 18 (1995).
- (43) Keputusan Presiden RI Nomor 5 Tahun 1987 tentang Pengurangan Masa Menjalani Pidana (Remisi), Keputusan Menteri Kehakiman RI Nomor : M.01-HN.02.01 Tahun 1987 tentang Pelaksanaan Keputusan Presiden Nomor 5 Tahun 1987 tentang Remisi.
- (44) 拙稿・前掲注(一)七二一七三頁参照。この外、インドネシアの施設における画一的処遇や混禁の問題を指摘するものとして Dadang Sudiadi, *Menyiyi Lembaga Pemasyarakatan Yang Ideal*, Suara Pembaruan, May 4 (1995).
- (45) Keputusan Menteri Kehakiman RI Nomor : M.02-P.K.04.10 Tahun 1990 tentang Pola Pembinaan Narapidana/Tahanan. See DEPARTEMEN KEHAKIMAN RI ed., POLA PEMBINAAN NARAPIDANA/TAHANAN (1990).
- (46) 拙稿・前掲注(一)八一—八二頁参照。
- (47) DIREKTORAT JENDERAL PEMASYARAKATAN DEPARTEMEN KEHAKIMAN RI ed., MANUAL PEMASYARAKATAN—PERTUNJUK PELAKSANAAN PEMBINAAN NARAPIDANA DALAM LEMBAGA PEMASYARAKATAN 37 (1981). Keputusan Menteri Kehakiman RI Nomor : M.01-PP.02.01 Tahun 1990 tentang Dana Penujangan Pembinaan Terpidana dan Insentif Karya Narapidana.
- (48) 一九九二年に開催された第二回矯正会議におけるハサヌディン・ウジユンペンタン刑務所長(当時)の報告による。Hasanuddin, *Terpidana sebagai Sumber Daya Manusia dalam Pembangunan* (paper presented at "Seminar Nasional tentang Pemasyarakatan Terpidana I" held by Universitas Indonesia, 1992).
- (49) Pelita, *supra* note 20.
- (50) PANITIA PENYUSUNAN RUU KUHP 1991/1992 ed., NASKAH RANCANGAN KITAB UNDANG-UNDANG HUKUM PIDANA (Baru) —Buku Kesatu & Buku Kedua (1993).

### 3 被收容者の権利保障

社会化法で最も注目されるのが、受刑者や少年に関する様々な権利規定である。監獄規則では、施設の管理運営

規律や秩序の維持、作業の実施などに重点が置かれていたため、被收容者の権利という発想は見られない。これに対し、社会化法は、「自由の剝奪が唯一の苦痛である」(法五条f号)と自由刑の純化を唱えることから、被收容者は「施設に收容されている間も……人間に相応しいその他の権利を常に享受」(同号逐条解説)するものであるとして、  
 信教の自由、不服申立権、外部交通権、参政権(とくに選挙権)ほか各種の権利を保障している(法一四条)。

#### 外部交通権

インドネシアの人々は家族との結び付きが強いことから、施設に收容された受刑者と社会に残された家族との関係を維持することが社会復帰の成否を左右する重要な鍵となっている。また逆に、家族と会いたがために施設から逃走を図るものが少なくなき、特に、この傾向は、インドネシアの人々にとって最も大切な日である断食明けのお祭り(ラマダン)のときに最大となる。そこで、インドネシアの社会化施設では、普段から被收容者と家族との面会を奨励し、施設によっては、敷地内に集団面会用の区域を設けて、一定時間、自由に面会させることを行っており、また、ラマダンの際は、面会時間を普段より大幅に延長したり、差し入れも含めた大規模な集団面会を実施するなどの工夫を行っている<sup>(51)</sup>。

そこで、社会化法は、「親族及び一定の者との関係を常に保つ権利の保障」を処遇の原則に掲げ(法五条g号)、これを具体化するものとして、面会(法一四条h号)、家族訪問帰休および同化処遇(同j号)の外、外界一般との接触という意味で、被收容者の書籍等の閲覧およびマスメディアの視聴(同f号)といった外部交通の制度を設けている。監獄規則でも面会や信書の発受に関する規定が設けられていたものの(監規四四条・四八条)、両者とも許可制を取る上、信書については規律や秩序の章に置かれるなど、制限的色彩の濃いものであったが、本法では、外部交通が被收容者の権利であることを明確に規定している。

ところが、なぜか本法には信書の発受に関する規定が置かれていない。法案審議の過程で、民主党会派から被收容

者の信書の発受の権利を規定すべきとの主張がなされているにもかかわらず、条文の逐条審議では他の争点に関する論議が中心となっており、信書の問題について審議された形跡は殆どない。唯一、本法の委任を受けて制定される施設の規律と秩序に関する大臣決定中に信書の発受に関する規定を盛り込むとの発言が政府側からなされているだけである。<sup>(53)</sup>しかし、第一四条第二項の被收容者の権利に関する委任立法ではなく、第五〇条の規律と秩序に関する委任立法において信書の発受を規定するということは、監獄規則同様、保安的な見地からの制限を前提とした制度を予定しているということであろうか。現在の実務では、一九八一年の「社会化マニュアル」の規定に従った運用がなされており、<sup>(54)</sup>今後、どのような内容の大臣決定が制定されるのか注目する必要がある。

なお、後述する不服申立との関連では、民主党会派から、一般の信書の発受は施設の長の監督を受けるが、司法大臣、国民議会第三委員会（法務委員会）、全国人権委員会（Komnas Hak Azasi Manusia）などの関係者との間の信書については、こうした監督を受けないものとすべきであるとして、秘密の申立権に通ずる制度の提案を行っているが、<sup>(55)</sup>受け入れられていない。

### 不服申立

被收容者の権利を法律に明記したところで、権利が侵害された場合の救済手続が定められていなければ、権利の保障も名ばかりのものとなってしまう。

監獄規則では、官吏に対する請求および不服申立の制度が規定されていたが、この規定が秩序に関する章に置かれていたことからわかるように、権利としての性格が弱くばかりか、故意に虚偽の事実に関する申立を行った場合、請求または不服申立を行った被收容者に対し懲罰を科すものとしていたため、権利救済の手段としては不十分なものであった（監規四五条）。さらに、先の「社会化マニュアル」や一九九〇年の司法大臣決定にも何ら規定はなく、被收容者からの不服申立の道は殆ど閉ざされた状態であった。なお、一九八六年に制定された国家行政裁判法によれば、<sup>(56)</sup>

違法または不当な行政処分によって不利益を被った場合、当該処分の取消または無効の確認を求めて行政裁判所へ訴えを提起することができるが、刑事法関連法規に基づいてなされた行政処分についてはこれを除外する旨の規定があるため（行裁二条d号）、刑事施設の被收容者に対する処分等について、この法律を根拠に行政訴訟を起すことは認められていない。<sup>(57)</sup>

そこで、社会化法では、新たに、施設の長に対する苦情（keluhan）の申出を行う権利を認めることとした（法一四條e号）。第一四条には「苦情」（keluhan）の申出とあるが、第四五条第四項第c号の規定に照らし、不服申立（Dengasduan）も含まれると考えられる。但し、両者の違いは規定上明らかでなく、申出の対象となり得る事項、申出の手続、処理方法など具体的な制度の内容については政令の制定を待つ外ない。

国民議会では、これらの苦情や不服申立を受理し、裁決を行う機関が必要であるとの提案が民主党会派に属する議員によってなされている。<sup>(58)</sup> 不服申立機関の構成員は国会第三委員会（法務委員会）、全国人権委員会、弁護士会および個人などから大臣が指名するようにしてはどうかとの具体的な内容にまで言及した上での提案であったが、社会化法で正式に発足する社会化審議会（Galai Pertimbangan Pemasarakatan—BPP）若しくは社会化観察委員会（Tim Pengamat Pemasarakatan—TPP）にその役割を担わせる代替案が示されたことから、最終的に、社会化観察委員会の職務に「社会化処遇対象者からの苦情及び不服申立を受理する」（法四五条四項c号）ことが付け加えられた。この社会化観察委員会は、実務においては既に以前から機能しており、社会化施設に設置されている社会化観察委員会は条件附積の審査などを担当している。<sup>(59)</sup> しかし、その委員が施設の処遇担当課長、保安担当課長、作業担当課長、医師など内部の職員によって構成されているため、民主党会派のダ・コスタ議員は、むしろ外部の人間が構成員となっている社会化審議会の方を不服申立機関とすべきだと主張している。<sup>(60)</sup> しかし、結局、政府の主張に押し切られ、社会化審議会は被收容者からの苦情や不服申立をも参考にして大臣に助言を行うという文言を四五条二項の逐条解説に挿入する

ことで妥協が図られた結果が現行の規定である。

この社会化審議会は、関係政府機関の代表者、非政府団体および個人から選出された委員から成り、大臣に対し提言や答申を行う諮問機関である（法四五条二項・三項）。我が国の矯正保護審議会に相当するものと思われるが、法案審議では、制度の実効性はあるのか、社会化観察委員会との違いは何か、また、両者の権限がオーバーラップするのではないかなどの質問が各会派からなされている<sup>(61)</sup>。政府の答弁によれば、社会化観察委員会は、各地の施設（社会化施設・社会化事務所・拘留所）および司法省行政地区事務所毎に置かれる外、中央の司法省社会化総局内にも設置され、それぞれ、施設の長、行政地区事務所長、社会化総局長に対し所管事務に関する提案を行うのに対し、社会化審議会は、中央にのみ設置され、将来の政策に関する提言を行うものとされている<sup>(62)</sup>。

一方、一九八一年の現行刑事訴訟法で導入された監督観察裁判官（hakim pengawas dan pengamat）<sup>(63)</sup>が、刑の執行の監督ならびに処遇の状況に関する観察（視察）を行うことができることから（刑訴一七七条乃至一八三条）、この監督観察裁判官に関する規定を社会化法のなかに設けるべきとの提案がなされたが<sup>(64)</sup>、本法の守備範囲を逸脱しており、相応しくないなどの理由で退けられている。法案審議の過程でも指摘されている通り、こうした主張が出てくるのも、一九八一年に鳴り物入りで登場した監督観察裁判官の制度が殆ど機能していないことに対する不満が背景としてあるものと思われる。

(51) See e.g., *Penghuni LP Sukamiskin Bandung Dikunjungi Keluarga Para Napi*, Kompas, Feb. 23 (1996).

(52) *Risalah Rapat Kerja Ke-2*, supra note 26, at 10.

(53) *Risalah Rapat Kerja Ke-10 Komisi III DPR-RI dengan Menteri Kehakiman RI dalam Rangka Pembicaraan Tingkat III RUU tentang Pemasarakatan Masa Persidangan II Tahun Sidang 1995-1996*, at 18 (1995).

(54) DIREKTORAT JENDERAL PEMASARAKATAN DEPARTEMEN KEHAKIMAN RI ed., supra note 47, at 47-50. それによれば、面会は週二回、相手は家族、弁護士の外、友人も含み、面会には保安職員が立会い、差し入れは、検査の後、禁止されている。

物や秩序を脅かすような物でない場合に限って認められる。しかし、実務における面会の回数や実施方法は、施設の長にかなりの裁量権が与えられているようである。また、家族との信書の発受については、一カ月二回、計三通までとし、事前に検査を行って、保安上問題がある場合には差し止めることができるものとされている。

- (55) Risalah Rapat Kerja Ke-2, *supra* note 26, at 10.
- (56) Undang-undang tentang Peradilan Tata Usaha Negara (U.U. No.5 Tahun 1986, L.N. 1986-77).
- (57) ヌサカンバンガン社会化施設の受刑者が、不当な懲罰を受け、弁護士との面会も不許可になったことを理由に、法律扶助協会 (LBH) を通じてジャカルタ行政裁判所へ訴訟を提起している。事件の続報がなかったため、裁判の結果は明らかでないが、棄却された可能性が高い。Aries Margono, A. Reza Rohadian & R. Fadiri, *Narapidana Menggugat*, XXII (34) Tempo 81 (1992).
- (58) Risalah Rapat Kerja Ke-2, *supra* note 26, at 10, Risalah Rapat Kerja Ke-8, *supra* note 36, at 7, 11, Risalah Rapat Kerja Ke-9, *supra* note 30, at 68-69, 80.
- (59) 拙稿・前掲注(2) 八八—九〇頁。
- (60) Risalah Rapat Panitia Kerja Ke-3 Komisi III DPR-RI dengan Dirjen Kumdang Depkeh dalam Rangka Pembicaraan Tingkat III RUU tentang Pemasarakatan Masa Persidangan II Tahun Sidang 1995-1996, at 27 (1995).
- (61) Pemandangan Umum F-KP, *supra* note 28, at 9, Risalah Rapat Kerja Ke-9, *supra* note 30, at 82.
- (62) Risalah Rapat Kerja Ke-9, *supra* note 30, at 70, 80, Risalah Rapat Panitia Kerja Ke-3, *supra* note 60, at 26.
- (63) 監督觀察裁判官については、拙稿・前掲注(2) 九九—一〇〇頁参照。
- (64) 国軍会派が強力に主張したが、最終的に妥協している。Risalah Rapat Kerja Ke-9, *supra* note 30, at 72-75. 同題の見解として、インドネシア大学マルジヨノ・レンティヤプトロ教授の指摘を参照。See, *Pertegas Peranan Hakim dalam UU Pemasarakatan*, Kompas, Aug. 26 (1994).

#### 4 更生保護——社会内処遇

インドネシアにおいても社会化法は行刑法として見られがちであるが、同法は単なる施設内での処遇についてのみ

定めたものではなく、社会内処遇としての保護観察についても定めていることから、正しくは矯正保護法ともいうべき性格のものである。従って、同法の成立により、更生保護に関連した条件附釈放布告と条件附刑執行布告という二つの植民地立法が廃止されている。

社会化法のうち「指導対象者」について定めた第三章第三節が更生保護に関する規定である。ここにいう「指導」(bimbingan)とは、我が国の保護観察にあたる概念であり、対象者を社会のなかで生活させながら、指導や援護を行う社会内処遇の形態を指す。このように本法では、「処遇」(peninanan)といえは施設内処遇を指すのに対し、社会内処遇は「指導」の語を用いて区別している。なお、処遇(狹義)と指導を包括する概念にも処遇(広義)の用語を用いている。

#### 条件附刑・条件附釈放

社会化法では、以下の者に対する指導すなわち保護観察を予定している(法六条三項・四一系)。

- (a) 条件附刑(保護観察附執行猶予)対象者
- (b) 条件附釈放(仮出獄・仮退院)および釈放前帰休対象者(受刑者・刑事少年・保護少年)
- (c) 裁判所の政府委託処分によって里親または社会団体に委託された保護少年
- (d) 司法大臣等によって里親または社会団体に委託された保護少年
- (e) 裁判所の決定により保護者委託となった少年

現行刑法によれば、条件附刑とは、一年以下の重懲役または軽懲役をもって処断すべきとき、重罪および一定の軽罪については三年以下、その他の軽罪については二年以下の期間、刑の執行を猶予して保護観察に付するものであり(刑法一四条a乃至一四条f)、また、条件附釈放(仮釈放)とは、刑期の三分の二且つ九箇月以上経過した受刑者を、遵守事項を定めて釈放し、残刑期間に一年を足した期間、保護観察に付すものである(刑法一五条乃至一七条)<sup>(65)</sup>。但し、

実際の条件附釈放の要件や手続については、一九八九年、九一年、九三年の各司法大臣規則に従っており、特に九三年の改正により、釈放前帰休同様、応答日の計算については刑期から未決勾留日数やレミッションの期間を差し引いた執行刑期によること、懲罰を受けていない期間は九箇月でよいこと（規則一条）、公判中の被告人の態度に関する裁判所からの書類等は必要ないこと（同二条）、条件附釈放の取消しは、施設の長でなく、司法省行政地区事務所長の申請により社会化総局長が行うこと（同三条）、などが新たに定められている。

さらに、条件附釈放、釈放前帰休ならびに同化処遇の最終決定権限は司法大臣にあるが（一九八九年大臣規則一条）、審査と大臣への上申を行うのが社会化観察委員会（PPB）である。社会化観察委員会は、従来の社会化処遇委員会（Dewan Pembina Pemasyarakatan—DPP）に代わって設置された組織で、地方レベルでは、社会化施設、拘留所および社会指導少年育成所、並びに、それらを統括する各地域の司法省行政地区事務所置かれる外、中央では司法省社会化総局に設置され、それぞれの所管事務に関わる処理を行う一方、条件附釈放や釈放前帰休、同化処遇の審査を行うものとされている（大臣規則二二条）<sup>(66)</sup>。この制度が、今回の立法によって初めて法律上の根拠を与えられることになった訳である。なお、社会化法では、社会化観察委員会の職務として、犯罪者の処遇全般に関する調査や評価、司法大臣に対する提言、社会化処遇対象者からの苦情等の受理のみが掲げられているが（法四五条四項）、前二者のなかに条件附釈放等の審査が含まれているものと考えられる。

ところが、条件附刑や条件附釈放の制度は、近い将来、国民議会への上程が見込まれている刑法草案が法律として成立した場合、大幅な修正が施されることになっている。特に、条件附刑の制度は廃止され、代わりに保護観察刑（pidana pengawasan）という新しい制度が導入される予定である。九三年草案によれば、保護観察刑とは、七年以下の懲役が法定されている犯罪を行った者に対し、一般遵守事項および特別遵守事項を定めて、三年以内の期間（監督觀察裁判官により延長や短縮が可能）保護観察に付するものである。<sup>(68)</sup> 自由刑の執行を「猶予」されている訳ではないと

ころが条件附刑制度との根本的な相違であり、従って、保護観察期間中に犯罪か重大な違反を犯した場合でも、前の罪について自由刑の執行を受けることはなく、ただ後の罪に関して有罪となり、自由刑や死刑以外の刑に処せられた場合は、保護観察が継続され、自由刑に処せられた場合は、保護観察を一時的に停止し、自由刑の執行が終了した後、再び保護観察に付されるものとされている（刑草七〇条乃至七二条）。一方、条件附釈放も、その形式的要件が現行の三分の二から二分の一へと改正される予定である（刑草六四条乃至六七条）。従って、こうした刑法改正が実現した場合、社会化法中の条件附刑の規定などは改めて改正する必要が出てこよう。社会化法と刑法典の制定の順序が逆であるとの批判がなされる所以である。<sup>(69)</sup>

#### 保護観察・社会化事務所

条件附刑、釈放前帰休、条件附釈放の対象者、それに、後述する里親等に委託された保護少年に対しては、社会化事務所 (Balai Pemasarakatan) に所属する保護観察官により、「指導」と称される保護観察が実施される（法八条・三九条・四二条）。

これまで、保護観察は BISPА の名称で知られる社会指導少年育成所 (Balai Bimbingan Kemasyarakatan dan Pengawasan Anak) が担当してきたが、社会化法では社会化事務所にその名称が改められている。社会指導少年育成所は、司法省社会化総局内の社会化施設外処遇局の所管とされるが、組織上は司法大臣の直轄機関である各地の司法省行政地区事務所の下に置かれ、一九九三年一〇月現在、全国に四四カ所の社会指導少年育成所が設置されている。<sup>(70)</sup> この社会指導少年育成所と社会化法上の社会化事務所との間に組織や所管事務の面で変更があるかどうかは、本法の規定を見る限り明らかでない。国民議会でも、開発職能会派による一般見解のなかで、社会化事務所と従来の社会指導少年育成所の相違について質問がなされている。<sup>(71)</sup> 政府は、法案趣旨説明のなかで、社会化事務所が社会指導少年育成所の後継機関であることを認めた上で、社会化事務所の職務には、本法に規定されたものの外、社会調査 (peneliti-

ian kemasyarakatan) が含まれるとしている<sup>(72)</sup>。が、これについても、従来から既に社会指導少年育成所の所管事務とされてきたものである<sup>(73)</sup>。また、法案審議の段階で、開発統一会派に属するアハマド・パリス議員は、求職など、刑の執行を終えた元受刑者の社会復帰には現実としてなお厳しい問題があることから、社会化事務所が元受刑者に対する処遇をも実施すべきであるとの提案を行っている<sup>(74)</sup>。政府や国軍会派、開発職能会派から、元受刑者の保護は司法省の権限を逸脱しており、社会省ないしは民間団体が扱うべき事項であるとして反対されたため、実現こそしなかったものの、今後検討すべき重要課題であるとの認識から議事録に正式に記録されることが決定されている<sup>(75)</sup>。しかし、現在の実務においても元受刑者に対するカウンセリングなどが保護観察官によって行われていることから<sup>(76)</sup>、社会化法に規定することも決して不可能でなかったと思われる。

また、施設内処遇や社会内処遇における民間団体やボランティアとの協力についての規定が社会化法に盛り込まれたことから（法九条）、保護司のような制度を将来創設する際の根拠条文になり得るものと思われる。

(65) 詳しくは、拙稿・前掲注(2) 八四—九一頁参照。

(66) Peraturan Menteri Kehakiman RI Nomor : M.01-PR.04.10 Tahun 1989. 拙稿・前掲注(2) 八八頁以下では名称変更を九〇年の司法大臣決定としたが、大臣規則のレベルでは、一九八九年のもので既に名称が社会化観察委員会に改められている。なお、国民議会第三委員会の審議においても、社会化法に基づく社会化観察委員会が従来と同じ組織構成によることが政府答弁によって確認されている。See Risalah Rapat Kerja Ke-9, *supra* note 30, at 79.

(67) PANITIA PENYUSUNAN RTU KUHHP 1991/1992 ed., *supra* note 50.

(68) 八七年草案についても同様である。拙稿・前掲注(2) 一〇六—一〇八頁。

(69) Suara Pembaruan, *supra* note 11.

(70) それまで四三カ所であったのが、一九九三年一〇月、南ジャカルタ地区に第一級社会指導少年育成所が新たに設置され、全国の第一級事務所が一四、第二級事務所が三〇となり、合計四四カ所となった。Keputusan Menteri Kehakiman RI Nomor : M.11-PR.07.03 Tahun 1993 tentang Pembentukan Balai Bimbingan Kemasyarakatan dan Pengentasan Anak Ja-

Karta Selatan.

- (71) Pemandangan Umum F-KP, *supra* note 28, at 9.
- (72) Keterangan Pemerintah, *supra* note 18, at 15.
- (73) 社会指導少年育成所による社会調査については、社会化施設や拘留所からの依頼に基づくものの外、少年審判における判決前調査として行われるものが重要である。拙稿・前掲注(2) 九四―九五頁。
- (74) Risalah Rapat Kerja Ke-6, *supra* note 39, at 60.
- (75) Risalah Rapat Kerja Ke-6, *supra* note 39, at 63.
- (76) 拙稿・前掲注(2) 九四―九五頁参照。

## 5 少年矯正と保護

社会化法では、裁判所により刑を言渡され、少年施設に收容される少年を刑事少年 (*anak pidana*)、保護処分としての政府委託命令を受け、少年施設に收容される少年を保護少年 (*anak negara*)、さらに、父母など保護者の請求に基づき、少年施設へ收容して教育を行う旨の裁判所決定を受けた少年を民事少年 (*anak sipil*) と定義した上で (法一条八号)、これら社会化教育少年 (*anak didik pemsayarakatan*) に対する收容手続や分類、権利、保護観察などについて規定している (三章二節・四二条乃至四四条)。

現在、インドネシアには少年法に該当する法律がなく、刑法典中に僅かな実体規定が置かれているだけである。<sup>(77)</sup> それによれば、一六歳未満において犯罪を行った少年に対しては、保護処分として、父母など保護者への帰住を命ずるか (保護者委託処分・帰住命令)、政府への委託を命じ (政府委託処分・命令)、又は、刑を言い渡すものとされている (刑法四五条)。政府委託処分の場合、少年は国の教育施設に收容されるか、又は、個人や民間の団体に委託されるものとされているが (同四六条)、実際には、刑事施設である少年社会化施設の保護区画に收容されるのが通常である。

この政府委託処分として少年社会化施設に收容された少年が保護少年であり、これに対し、刑罰として自由刑が科せられ、施設に收容された少年が刑事少年と呼ばれているのである。一方、民事少年は、民法の規定を根拠とする制度で、父母などの親権者が素行等の問題から子供の教育を最早なし得ないと判断した場合、裁判所に申請を行い、裁判所が申請に理由ありと認めた場合、決定により、一定期間、少年を国の施設すなわち少年社会化施設に收容するものである（民法三〇二条・三八四条）。收容期間は、社会法にも規定があるように、裁判時一四歳未満の少年については六月以内、一四歳以上の少年については一年以内とされている（法三二条三項<sup>(78)</sup>）。

このように刑事、保護、民事の各少年は、いずれも少年社会化施設に收容され、処遇を受けることになる。なお、刑事少年は、一八歳になった段階でなお收容が継続していれば、少年施設から成人施設（青年施設があるところでは青年施設）へと移送され、また保護少年は、政府委託処分に基づく施設收容は一八歳を限度とすることが刑法で定められているため、少年が同年齢に達した場合、施設から退院させなければならない（刑法四六条一項後段）。しかし、刑事少年におけるこの一八歳という年齢区分に関しては、法案審議の際、国軍会派からその根拠や合理性について質問がなされている<sup>(79)</sup>。というのも、刑法に根拠規定のある保護少年についてはともかく、刑法第四五条の規定が一応二六歳未満の者を少年として定めているからである。しかし、現在の実務でも一八歳未満の受刑者は少年社会化施設に收容することになっているし、さらに開発職能会派からも指摘されているように、改正刑法九三年草案や、現在、国民議会において審議が進められている少年裁判法案の規定において少年の年齢が一八歳未満とされているからという理由に尽きるものと思われる<sup>(81)</sup>。

しかし、少年に対する処遇制度の具体的な内容については、他の規定と同様、本法では何ら触れられておらず、政令および大臣決定に委任されていることから（法二条・二二条二項・二三条二項・二八条・二九条二項・三〇条二項・三五条・三六条一項・三七条二項）、ここでも「白紙委任」の問題が妥当することになる。特に、保護処分として施設に收容

されている保護少年と刑罰として收容されている刑事少年との処遇の違いが示されていないことから、各少年に対する処遇の基本的な枠組みだけでも規定すべきであるとか、保護少年や刑事少年を同じ社会化施設に混禁すべきでないとの指摘が国軍会派よりなされている<sup>(82)</sup>。しかし、法案提出者たる政府は、刑事、保護、民事の各少年や成人受刑者の処遇が異なることは認めながらも、具体的な処遇制度については「技術的な性質」を有するものであり、これを本法において規定すると、法律としての普遍性が失われるとの態度を崩さず、国軍会派も最終的にこうした方針を受け入れている。

なお、第一条の定義規定では、保護処分として少年施設に收容される少年が保護少年とされており、また、これが従来から実務において用いられている一般的な用法なのであるが、第六条第三項および第四二条第一項をみる限り、保護処分として里親や民間団体に委託された少年も保護少年としている。尤も、保護処分として政府委託処分を言い渡された少年の殆どが社会化施設に收容されてきており、個人や民間団体に委託された少年は殆どいないようであるから、保護少年の概念が厳密に規定されていた訳ではない。

少年に対する更生保護については、刑事少年が基本的に受刑者である以上、成人と同じ制度が適用されるのに対し、保護少年の場合、刑事少年と異なる扱いを受ける。特に、保護少年に対する条件附釈放と釈放前帰休（法八条三項b号・四二条一項b号）については、現在、受刑者に適用されている制度とは異なるものであり、制度も多少複雑であるので注意を要する。まず、条件附釈放（*pembebasan bersyarat*）——仮退院の方が釈として妥当であろう——は、施設に少なくとも一年收容された少年で、一七歳半までの者に対して認められるものであるのに対し、釈放前帰休（*cuti menjelang lepas muliak*）は、一七歳半の年齢を超過したため、仮退院を認められない保護少年に対し六月を限度として施設外での生活を認めるものである。いずれも、社会指導少年育成所——現在は社会化事務所——の保護観察官による指導を受ける<sup>(83)</sup>。実のところ、当初の法案では、この保護少年に対する条件附釈放と釈放前帰休の場合が抜

けていたため(法案六条三項b号・二九条一項・四二条一項b号)、作業委員会における審議の段階で、政府からの提案により、急遽、追加されている<sup>(85)</sup>。しかし、現在のような保護少年に特有の条件附積放や積放前帰休の制度を社会化法が前提としているのであれば、第一四条第一項第k号と第一号(第二九条の保護少年の規定が準用)の逐条解説は、受刑者ないし刑事少年の制度に関するものであるから、正確性を欠いているといわざるを得ない。

また、法案審議の段階では、第六条第三項第c号および第d号(第四二条第一項第c号、第d号も同じ)の保護少年に對する里親等への委託制度の趣旨と内容が不明確であるとの指摘がなされている<sup>(86)</sup>。第c号に関しては、開発職能(会派からその執行手続について質問が出たことから、政府は、現行刑法第四六条の「教育を実施するため、インドネシアに在住する特定の個人又はインドネシアに所在する法人、協会若しくは社会団体に委託する」の部分に基づくもの)であり、具体的な手続については、少年裁判法が規定することになるであろうと回答している。しかし、その後、制度の趣旨に對する誤解もあり、議論が混乱の様相を呈していたため、一月二八日に開かれた第一回作業委員会において、政府は制度の趣旨について改めて説明をし直しており、第c号に定める里親等への委託は、裁判所の判決に基づいて、施設、收容、されることなく、直接、里親や社会団体に委託されることを内容とするものであることが確認されている<sup>(87)</sup>。なお、政府は答弁で言及するのを避けていたが、保護処分としての政府委託ならびに個人委託の制度は、少年裁判法においても採用が予定されており(少裁法案二四条一項c号)、刑法草案についても同様である(刑草二二一条二項b号)。

さらに問題とされたのが、第d号の規定であった。当初、法案では、「施設の長の決定に基づいて里親等へ委託された保護少年」とされていたため、こうした施設の長の権限は何を根拠とするものであるのか、制度の趣旨は何かといった質問が開発職能会派や国軍会派の議員から法案提出者たる政府に對してなされている<sup>(88)</sup>。政府は、答弁において、これは仮退院の制度に基づくもので、收容から一年を経過した後認められるものであると説明している<sup>(89)</sup>。しかし、

そうであるとするれば、これは第b号の保護少年に対する条件附釈放（仮退院）と同じことになり、わざわざ区別して規定する意味に欠ける。しかも、現在の仮退院の決定は社会化総局長によってなされており、施設の長にこうした権限はない。そうしたこともあってか、その後の議場外審議——ロビー (lobby) ——で決定権者が施設の長から大臣へと変更されている<sup>(80)</sup>。しかし、依然として制度の趣旨は曖昧のままである。

(77) インドネシアの少年司法制度については、拙稿「インドネシアの少年審判制度——少年裁判法草案を巡って——」法学研究 六八巻八号（一九九五）二九頁以下参照。

(78) 民法三〇二条や三八四条の規定からして、「社会化法にいう「裁判所決定のとき一四歳の者については一年以内」とあるのは、「一四歳以上の者」という趣旨である。

(79) Risalah Rapat Kerja Ke-9, *supra* note 30, at 20-21.

(80) Risalah Rapat Kerja Ke-9, *supra* note 30, at 22.

(81) Rancangan Undang-undang RI Nomor Tahun 1995 tentang Peradilan Anak. しかし、刑法草案においては「一八歳未満ではなぐ、一八歳以下とやわれてなぐ、この未成年制度に矛盾が生じよう。」 See PANITIA PENYUSUNAN RUU KUHP 1991/1992 ed., *supra* note 50.

(82) Risalah Rapat Kerja Ke-9, *supra* note 30, at 37-38.

(83) Risalah Rapat Kerja Ke-9, *supra* note 30, at 39.

(84) 拙稿・前掲注(2) 八七一-八八頁参照。

(85) Risalah Rapat Panitia Kerja Ke-1 Komisi III DPR-RI dengan Dirjen Kumannag Depkeh dalam Rangka Pembicaraan Tingkat III RUU tentang Pemasarakatan Masa Persidangan II Tahun Sidang 1995-1996, at 54-55 (1995). See also Risalah Rapat Kerja Ke-9, *supra* note 30, at 40.

(86) Risalah Rapat Kerja Ke-6, *supra* note 39, at 49-52.

(87) Risalah Rapat Panitia Kerja Ke-1, *supra* note 85, at 61-62.

(88) Risalah Rapat Kerja Ke-6, *supra* note 39, at 56, Risalah Rapat Kerja Ke-9, *supra* note 30, at 56.

(89) Risalah Rapat Kerja Ke-6, *supra* note 39, at 57-58.

(90) Risalah Rapat Kerja Ke-6, *supra* note 39, at 59. インドネシアの国民議会では、委員会における議題の審議が行き詰まった場合、議場外において、会派の代表者による非公式な折衝が行われることがあり、これをロビー (lobby) と呼んでいる。ロビーイング (院外活動、議会工作) から転じた用語であるが、まさにロビーで行う法案審議である。

## 6 被勾留者の処遇

社会化法は、第六章の「雑則」において、被勾留者の規定については政令へ委任する旨定めている。この点につき、開発統一会派が、被勾留者の待遇 (perawatan) は人権に関わる重要な問題であるから、無罪推定の原則を尊重するために、第六章を被勾留者の待遇に関する章とし、被勾留者の地位、待遇、権利および義務、収容、釈放、移送について規定すべきであるとの主張を行っている<sup>(91)</sup>。確かに、本法の前半部分では全く触れられていないにもかかわらず、最後になって突然、被勾留者の規定を持ち出してくるのは些か唐突な印象を受けないでもない。これに対し、政府は、社会化法があくまで刑ないし処分が確定した者に対する処遇制度を規定する法律であることを前提とした上で、一九八三年の被勾留者および拘置所に関する司法大臣規則<sup>(92)</sup>によれば、被勾留者の処遇は司法大臣の責任とされていること、また、受刑者は社会化施設に収容し、被勾留者は拘置所に収容するのが原則であるが、現在の実務では被勾留者の一部が社会化施設にも収容されていることなどから、「雑則」中に委任規定だけを設けるに至ったと説明している<sup>(93)</sup>。

(91) Pemandangan Umum Fraksi Persatuan Pembangunan DPR-RI terhadap Rancangan Undang-undang tentang Pemasalahan 7-8 (1995), Risalah Rapat Kerja Ke-2, *supra* note 26, at 13. Risalah Rapat Kerja Ke-5 Komisi III DPR-RI dengan Menteri Kehakiman RI dalam Rangka Pembicaraan Tingkat III RUU tentang Pemasalahan Masa Persidangan II Tahun Sidang 1995-1996, at 56-58 (1995), Risalah Rapat Panitia Kerja Ke-3, *supra* note 60, at 44 (1995).

(92) Peraturan Menteri Kehakiman RI Nomor: M.04.U.M.01.06 Tahun 1983 tentang Tata Cara Penempatan, Perawatan, Tahanan dan Tata Tertib Rumah Tahanan Negara.

(83) Risalah Rapat Kerja Ke-5, *supra* note 91, at 58-59, Risalah Rapat Panitia Kerja Ke-3, *supra* note 60, at 44-57.

## 7 規律と秩序

インドネシアの刑事施設では、現在でも、集団逃走や暴動など事故の発生が絶えないといわれている。司法省の発表によれば、一九九一年から九六年五月までの五年半の間に九三七件もの逃走事故が発生しており、九六年には、ジャカルタのチピナン社会化施設に収監されていた大物経済犯受刑者が海外に逃走し、問題となっている。

このように施設の秩序維持が重要課題とされる一方、職員による不当な権限濫用や汚職の事実も指摘されている。そこで、施設の規律と秩序の維持を図ると共に、職員による不当な権力行使を防止するため、社会化法は、規律と秩序の章を設け、規律に違反した被収容者に対する懲罰や職員の武器等の携帯について規定している。

まず、懲罰(広義)については、懲罰(狭義)(*nukuman disiplin*)と懲戒処分(*hindakan disiplin*)の二つがあり、前者として、六日間以内の閉居(*cutupan suni*)と権利の留保又は停止が定められている。<sup>(84)</sup>これに対し懲戒処分の具体的な内容については定めがないが、政府の説明によれば、懲戒処分はより軽い違反に対して科される教育的な処分であって、テレビの視聴を認めないとか、面会を認めないなど、状況に応じて内容が異なるものを予定しているという。更に、懲罰については違反記録(S文書と称される)に記録され、場合によってレミッションやその他の資格を失うことになるのに対し、懲戒処分はこうした結果を生じないところが決定的な違いであるとしている。<sup>(85)</sup>

また、第四七条第三項は、懲罰または懲戒処分を科す際の恣意的な権限行使の禁止と処分法定主義について規定している。当該規定は、当初の法案にはなく、国軍会派から監獄規則の以下の諸規定を盛り込むべきだとの主張が入れられ、審議の過程で新たに挿入されたものである。<sup>(86)</sup>

第二七条 直接又はその他の方法により、監獄官吏が、在監者又は釈放されてから一年以内の者と金銭上の関係をもつことは堅

くこれを禁じ、また、在監者又はその親族から贈り物を受け、又は、借りることも禁ずる。

第二八条 ① 監獄官吏は、人道的且つ公平に、真摯且つ適度に厳正な態度でもって在監者を遇しなければならない。

② 懲罰を科し、又は、暴力を用いることは堅くこれを禁ずる。但し、この規則又は他の法律が、明確にこれを許している場合は、この限りでない。

第六七条 ③ この者（監獄の長―筆者注）は、監獄官吏等に対する在監者の尊敬の念を損ない、又は、在監者の間に報復や憎悪の感情を生じさせ得るようなことを監獄官吏が行わぬよう監督しなければならない。

④ 第三項にいうような行為を行った官吏は、監獄の長がこれを罷免し、又は、この長が官吏を罷免する権限を有していない場合は、この官吏が罷免されるよう上申しなければならない。

しかし、監獄規則第六七条第四項にいうような施設職員<sup>(9)</sup>の非行に対する懲戒処分については、開発職能会派からも質問がなされているが、文官公務員の規律に関する政令に規定されているとの理由で条文化は実現していない<sup>(10)</sup>。尤も、この政令により処分を受ける矯正職員が少なからずいることはイスマイル・サレ前司法大臣も正式に認めていることろであるから、一応、法としての機能は果たしているようである<sup>(10)</sup>。

⑩ なお、国軍会派から、本章において信書の発受や文学作品の執筆に関する規定を設けるべきとの提案がなされている<sup>(10)</sup>。インドネシアには政治犯として施設に収容されている者がおり、なかには収容中に執筆した小説を後日作品として公表し、体制批判を行う者がいることから、こうした活動に対する制限を意識した政治的発言と思われる。今回の立法では見送られたものの、信書の発受に関しては大臣決定のなかに盛り込むとの政府発言もあり<sup>(10)</sup>、今後の動向に注意する必要があるろう。

(9) *Memek : Kwatias Napi Yang Melarikan Diri Meningkat*, Media Indonesia, Jun. 6 (1996).

(10) *See, e.g., Adrianus Meliala, Mengulangi Iktin Kekerasan di Lembaga Pemasyarakatan*, Kompas, Oct. 20 (1992), J.E. Snelapay, *Lingkungan Sosial Budaya dalam Lembaga Pemasyarakatan* (paper presented at "Seminar Nasional Pemasyarakatkan Terpidana I" held by Universitas Indonesia on Oct. 20-21, 1992), Rita Serena Kolihonso, *Terpidana Perem-*

- puan dalam Lembaga Pemasyarakatan* (paper presented at "Seminar Nasional Pemasyarakatan Terpidana II" held by Universitas Indonesia on Jan. 9-10, 1995), *Pungutan Liar Juga Meluas di LP Cipinang dan Rutan Salemba*, Kompas, May 5 (1995).
- (96) 刑事少年に対しても成人受刑者と同様の六日間の閉居を科すのは厳しすぎるとの見解も示されている。 See Risalah Rapat Panitia Kerja Ke-3, *supra* note 60, at 31.
- (97) Risalah Rapat Kerja Ke-10, *supra* note 53, at 5-6. Risalah Rapat Panitia Kerja Ke-3, *supra* note 60, at 33-35.
- (98) Risalah Rapat Kerja Ke-10, *supra* note 53, at 3-4. Risalah Rapat Panitia Kerja Ke-3, *supra* note 60, at 29-30.
- (99) Peraturan Pemerintah tentang Peraturan Disiplin Pegawai Negeri Sipil (P.P. No.30 Tahun 1980, L.N. 1980-50). 政令では「文官公務員の義務および禁止事項が列挙され、これに違反した者に対しては、戒告処分、減給、免職などが予定されている」。
- (100) Risalah Rapat Kerja Ke-10, *supra* note 53, at 3, 6-7.
- (101) *Ismail Saleh: Jangan Jadikan Napi Sebagai Subyek Balas Dendam*, Angkatan Bersenjata, Mar. 15 (1993).
- (102) Risalah Rapat Kerja Ke-10, *supra* note 53, at 17-20.
- (103) Risalah Rapat Kerja Ke-10, *supra* note 53, at 18.

#### 四 おわりに

インドネシアの新しい矯正保護法たる「社会化法」の特色と制定過程における議論の状況を、国民議会議事録の分析を中心に眺めてきた。本法の特色をもう一度整理すると、以下のようなになる。

- (1) 本法の立法目的は、オランダ植民地時代に制定され、施設や受刑者の管理統制に重点を置いた監獄規則などの矯正保護関連法規を全面改正すると共に、社会復帰理念に基づいた社会化制度を法律上の制度として確立することにある。

- (2) 本法は、社会化施設という名の刑事施設における処遇のみならず、保護観察などの社会内処遇、さらには非行少年の処遇についても定める総合的な矯正保護法としての性格をもつ。
- (3) 処遇制度の具体的な内容については本法に規定が置かれず、大半が政令や大臣決定といった下級法令に委任されてしまっているため、「白紙委任」であるとの批判を受けている。これには、処遇制度の内容を実務の状況に応じた修正・変更したい政府側の意向が関係しているものと思われる。
- (4) 外部交通権、不服申立権、参政権など被收容者の権利について明文で規定している。
- (5) 保護観察や少年事件における社会調査を担当してきた社会指導少年育成所に初めて法律上の根拠が与えられ、名称も社会化事務所と改められた。

(6) 大臣の諮問機関として矯正保護に関する政策提言を行う社会化審査委員会が設置される一方、仮釈放審査を始め、所管事務の処理に関し、所属機関の長に助言や提案を行う社会化観察委員会も正式な制度として発足した。

さらに、本法では、社会化施設や社会化事務所において犯罪者の処遇に携わる職員が、法執行官 (Pensgarik hukum) に認定され、専門職として職務に従事する機能職の地位を認められるに至っている。この矯正保護関係職員（注）の地位を巡っては法案審議の過程で見解が分かれたりもしているが、しかし、司法制度の一翼を担う矯正保護職員には、それに相応しい地位と十分な福祉的保障があつてしかるべきとの点では、政府を始め各党派に属する国会議員の間でも意見が一致している。

我が国における刑事政策上の議論では、ともすると矯正や保護に従事する職員の存在を忘れがちである。例えば、刑務所が次第に市街地から郊外へと移転せざるを得ない状況に対し、犯罪者の社会復帰といった視点からのデメリットこそ論じられるものの、そうした地域での生活を強いられる職員やその家族の福祉について論じられることは殆どない。しかし、犯罪者処遇の成否は偏に矯正保護関係職員の双肩にかかっているのであつて、我が国の犯罪者処遇制

度が世界的に高い評価を受けるまでに致ったのも、実務家の地道で献身的な努力のお陰であることを忘れてはならない。インドネシアの研究者や国会議員達が矯正保護関係者に対する地位や福祉の向上について高い関心と配慮を示す姿勢には学ぶべきものがある。

しかしながら、本法の規定自体は、十分な検討を経ずに制定された感が否めないばかりか、立法技術的にも問題のある箇所が少なくない。また、「白紙委任」ないし「包括委任」の批判通り、本法には制度の枠組みしか示されておらず、インドネシアの社会化制度が今後どのような内容をもって発展していくかは、結局、社会化法という「器」に入れられる「中身」如何に係っている。しかし、犯罪者処遇制度を確立し、犯罪者の権利保障を十分なものとするためには、時代錯誤的な法令を一刻も早く廃止し、新しい処遇理念に基づいた法律を制定しなければならないという信念のようなものが、インドネシアの矯正保護関係者のみならず、学界や立法関係者の間に広く見られるのは大切なことのように思われる。それに引き替え、既に現代の矯正にそぐわない内容となっている旧態依然とした監獄法を、数多くの下級法令で継ぎ接ぎし、騙し騙し使っている、いわば綱渡り状態の我が国の現状は、何とも残念であるし、また十分な法的保障も与えられないまま、実務を維持していかねばならない実務家の苦労は察するに余りある。

また、アジアの法制度は遅れており、参照するに値しないなどの批判を耳にすることがあるが、我が国にはないような多くの政治的・財政的・社会的問題を抱えながら、為し得る限りの立法や制度の改善を進めている国から、学ぶものは何もないなどと放言する感覚は果たして如何なものであろうか。現に、インドネシアでも、一九九五年末にこの社会化法が成立し、現在は少年裁判法案が国民議会で審議されているばかりか、近い将来、刑法の全面改正が予定されている。これらの法律は、いずれも我が国が改正に躊躇しているものばかりであることを付して記す。

〔追記〕平成八年三月をもって法務省を御定年になられた青木武門先生には、東南アジアの矯正保護施設を巡る視察旅行に同行させて頂いてからというものの、公私に渡り機会ある毎にお世話になった。思えば、東南アジア訪問の際の几帳面な企画立案や、過密な日程のなかで真剣に質問を投げかけられる真摯な態度は、青木先生の実務に対する姿勢そのものではなかったろうか。この度、先生と共に訪問したインドネシアにおいて新しい矯正保護法が成立し、立法過程における議論を踏まえながら同法の内容についてまとめる機会を与えられた。青木武門先生の益々の御発展を祈念して、この小論を捧げる次第である。